

# 広報まきのほら MAKINOHARA

ふれあいビタミンあいのまち  
うみ・そら・みどりと共に生きる

まきのほらの  
夏を遊びつくせ！  
マリンスポーツフェスタ



特集

牧之原市自治基本条例

一人ひとりの思いを生かす

Proud!  
Japan

August  
2011  
NO. 119

8

# 一人ひとりの思いを生かす 牧之原市自治基本条例



お茶の葉サーフィンが得意なチャーフィンで～す

え・いわもとようこ

10月1日から自治基本条例が始まるんだって！

自治基本条例って何かな？

問い合わせ 地域政策課 石川 ☎0053

## 大震災復興に見る 絆と新しいまちづくり

牧之原市が誕生したときからの市民の願いであり、これからの市政運営の基本ともなる自治基本条例ができあがりました。

条例制定までの長い道のりをさまざまな手法で挑戦し続けた多くの市民と、最終段階での取りまとめに尽力いただきました市議会議員の皆さま、心から感謝申し上げます。

3月に発生した東日本大震災は、私たちに多くの教訓をもたらしました。想定外の出来事はいつでも起こりえること、それに対して今まで信頼していた堤防などの備えが役に立たないこと、快適な生活を提供してきた原子力発電所が事故を起こし、安全神話が崩壊したことなどです。

市長 西原 茂樹

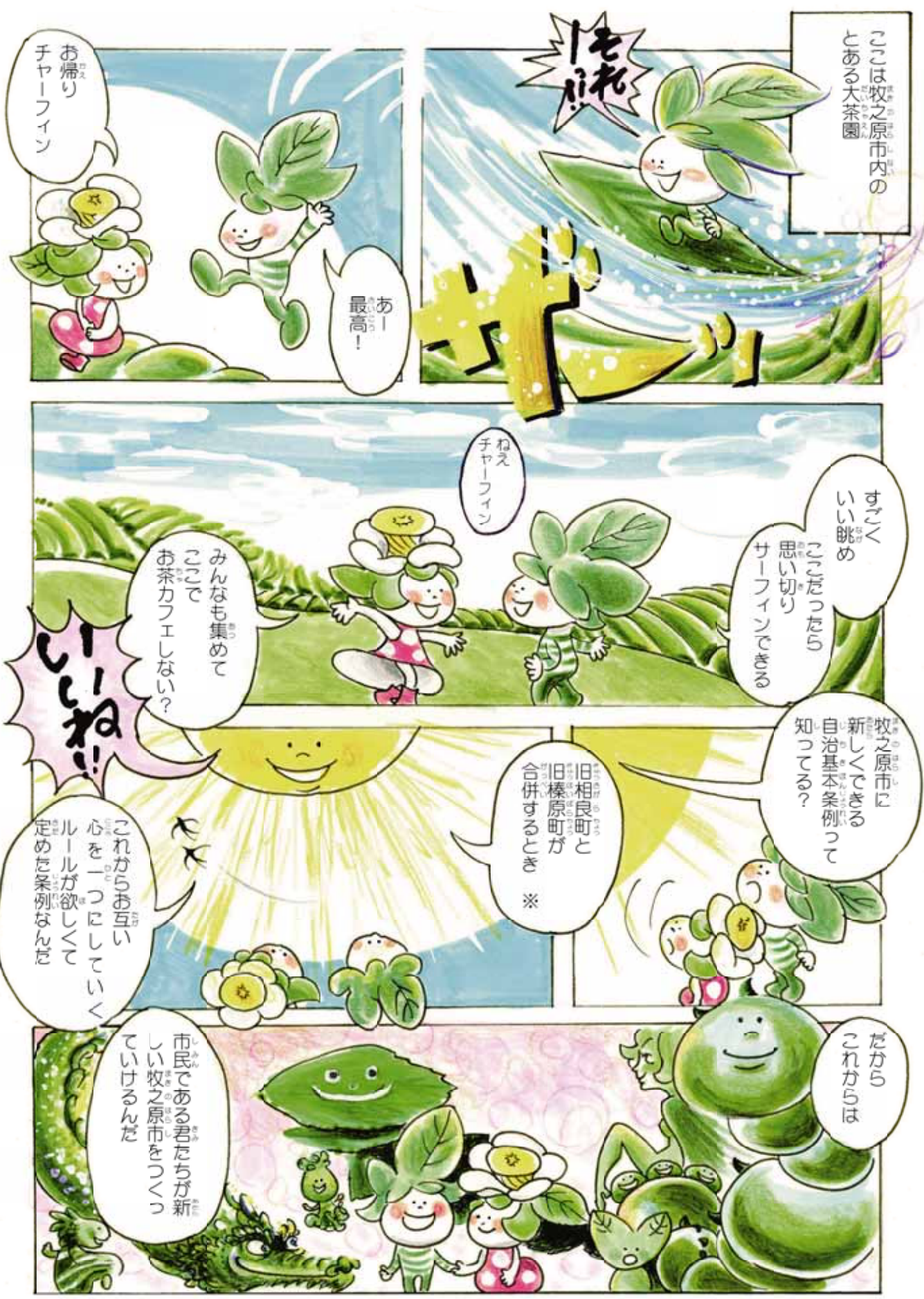
一方で被災地からは、家族や地域、会社の仲間が助け合って、絆を確認しあいながら復興に向かってがんばっている姿が、感動と尊敬の声と共に届いてきました。

本市は「幸福実現都市」を目指しています。私はこの震災を機に、市民が家族や地域仲間との絆を確認し、育みながらこの市にずっと住み続けられるよう、それぞれの立場で努力してほしいと願っています。

そのためにも、行政は持っているあらゆる情報を分かりやすく、速やかに市民に提供し、市民と一緒に課題解決に取り組んでまいります。

条例制定を進める中で学んだことは、市民と行政が協働するときは、楽しくあることが重要だということです。

今後も市民と行政が共に学び合い、協力しながら、市民主体のまちづくりにみんなで取り組みましょう。



ここは牧之原市内のある大茶園

おれ

あー！最高！

お帰りチャーフィン

すくすくいい眺め

ここだったら思い切りサーフィンできる

ねえチャーフィン

みんなも集めてここでお茶カフェしない？

いいね！

牧之原市に新しくできる自治基本条例って知ってる？

旧相良町と旧榛原町が合併するとき ※

これからお互い心を一つにしてルールが欲しくて定めた条例なんだ

だからこれから

市民である君たちが新しい牧之原市をつくっていきけるんだ

※ 2町が合併するときに作った「新市建設計画」に「市民参加の仕組みづくり」が明記され、どのような仕組みがよいか考えた結果、自治基本条例を作ろうということになりました。この条例には「情報共有」や「市民参加」などの内容が盛り込まれています。

自治基本条例の内容を  
チャーフインの物語に沿って  
少しお話ししましょう。

①

お茶カフェを開くことにな  
ったチャーフインたちは、  
どんなお茶やお菓子を出すか  
みんなで話をしてしているよう  
です。

「お茶はもっと濃く入れてみ  
る？」

みんなが思ったことを出し  
合せて、お茶カフェに来てく  
れる人に一番喜んでもらえる  
お茶とお菓子の組み合わせを  
選びます。

どんなお茶とお菓子になる  
んでしょう。

この図は、情報共有と市民参加が別々のものではなく、大きな同じくくりの中で互いに作用していることを表しています。

# ①情報共有



カフェに出す  
お菓子を  
作ってみたいの  
お菓子

お茶は  
もっと濃く  
入れてみる？

# ②市民参加



ねえねえ  
何してるの？

ここで  
お茶カフェを  
やるんだ

良かったら  
手伝って！

### 情報共有の形

情報を共有するには、2つ  
の形があります。  
①のように、その場にいる  
みんなが話をしてみんなが  
同じ情報を持つことができ  
る双方からの情報提供によ  
る共有の形。

②の市民参加の広告・宣伝  
などのように、情報を伝えたい  
人が、持っている情報を相手  
手に伝えることにより、双方  
が同じ情報を持つことができ  
る一方からの情報提供によ  
る共有の形。

また、外部への情報提供を  
効果的に行えるように、いつ、  
どんな情報を、どういう方法  
で出すかを決めておくこと  
も必要になります。

### 市民参加の形

市民参加はいつ、どんな形  
でされるのか。それはさまざ  
まです。

イベントを計画するとき  
に、話し合いの場に出て意見  
を言うことや、イベント当日  
にスタッフとしてイベント  
運営をするといった参加が  
あります。そして、イベント  
終了後の反省会に出て、失敗  
したことや改善策を話し合  
うという参加もあります。

また、直接でなく、イン  
ターネットを利用して意見  
を言ったり、市民アンケート  
に答えるなどの間接的な参  
加の形もあります。

お祭り、奉仕作業、討議会、  
パブリックコメント(※)な  
ど、参加の場は私たちの身の  
回りにたくさん存在してい  
ます。

参加の場は情報共有の場  
でもありません。そして、情報  
が外部に提供されなければ、  
そこに参加することはでき  
ません。情報共有と市民参  
加はお互いに深く関係し、作  
用し合っているのです。

※ パブリックコメント … 「意見公募手続」とも言い、政策を作る途中などに市民の意見を聞いて政策に反映させる制度です。インターネットやFAXを利用して、意見を提出できる場合があります。



新しい人の参加



新しい人の参加

③

さあ、いよいよ明日が待ちに待ったお茶カフェの日となりました。

景色のいいところでお茶カフェをやりたいチャーフインは、風に乗って空に上がりました。

「明日晴れたらいいな」チャーフインは大きな声で言いました。

その声に呼んで、太陽がざんざんと輝きます。そして、風が雨雲を吹き飛ばします。

みんながチャーフインたちのお茶カフェを応援しています。明日のお茶カフェは、きっと大成功ですね。

あなたも、天気の良い日に茶畑の近くを通ったら、ゆっくりと周りを見回してみてください。もしかしたら、チャーフインたちがお茶カフェを開いているかもしれませんよ。



### ③環境を整える



環境を整える

「今日は晴れてほしかったのに、雨が降った」  
「今、風が吹いてくれればみんなが心地よいのになあ」  
市の仕事は、太陽や風といった自然環境のようなものです。当然のようにそこにあるので、あまり意識はされませんが、しかし、なくては困ってしまいます。

皆さんが晴れてほしいときに太陽が照り、風が吹いてほしいときに風が吹いたらいいですね。  
そのためには、さまざまな意見を聞き、市民と行政が同じ方向を向いてそれぞれの役割の下、一緒に取り組んでいくことが大切になります。そのような環境を整え、一人ひとりの思いが生かされるような市の仕事のやり方をしていく必要があります。

自治基本条例の具体的な内容については、9ページ以降の条文及び解説をご覧ください。  
①情報共有、②市民参加、③環境を整える、については第2章「情報の共有」、第3章「市民参加」、第4章「市政運営」でそれぞれ詳しく説明しています。

## 育てる

チャーフインの物語に沿って自治基本条例の説明をしました。

物語に出てくる大茶園は、実は自治基本条例を表しています。素晴らしい茶畑も、誰にも知られることがなかったり手入れがされなかったりしたら、価値のない、ただそこにあるだけの茶畑になってしまいます。もしかすると、荒れてしまうかもしれません。そのようなことにならないように、みんなで自治基本条例を育てていくことが重要になります。

「育てる」とは、どういうことなのか、少しチャーフインの物語のその後を見てみましょう。

チャーフインたちはお茶カフェを開きましたが、この素晴らしい茶畑をもっともっと利用していきたいと考えました。茶畑の奥は、茶畑サーフィンができるスペースとして、手前ではお茶カフェやダンスをするスペースとして、みんながやりたいことをやり、楽しめる場所にするため、それぞれの活動がしやすいように茶畑を整備しました。

①知らせる  
その結果、たくさんの方が茶畑に集まり、みんな楽しそうに活動しています。  
多くの人に自治基本条例のことを知ってもらいます。

②手入れする  
自治基本条例を土台に、皆さんが暮らしやすく活動しやすい環境整備をするために、必要なきまりなどを検討して作ります。

③利用する  
整備された環境も利用されなければ、意味がありません。多くの人に利用されてこそ、条例は生きたものとなります。

条例は一人で勝手には育ちません。皆さんに手をかけてもらって、見守られて、初めて育つことができます。皆さんも、ぜひ一緒に自治基本条例を育ててください。

日誌先生からメッセージをもらったよ。先生は、平成19年度に始まった条例の検討から現在まで、ずっと牧之原市のことを見てくれた人なんだ。いっぱいアドバイスしてくれて助けてくれたんだよ。

「昨日、「市民参加によるまちづくり」が叫ばれています。それを有効性のあるものとするためには、並ならぬ努力が必要だと思っています。  
特に、市の中に「公共領域への参加」をいこうない市民がいるということが前提となります。牧之原市の場合は、このような主体性を持った市民がたくさんいて、その方々を中心に自治基本条例の草案を作られました。普通の市民が条例案を検討するということはまれなことですが、牧之原市の市民はそれを見事にやり遂げました。もちろん、その過程にあつては、行政の皆さまとの共同の作業がありました。両者が同じテーブルにつき、熱心に議論をするさまは、これまでに自治基本条例の精神を体現するものだと感じました。  
この条例は牧之原市の財産です。今後も市民の皆さまが、この条例を守り育ててほしいと願っています。」



アドバイザー  
静岡大学教授  
日誌 一幸

# 牧之原市自治基本条例の歩み



⑤自治会説明会



④条例フォーラム



③自治基本条例を創る会



②条例セミナー



①市民説明会

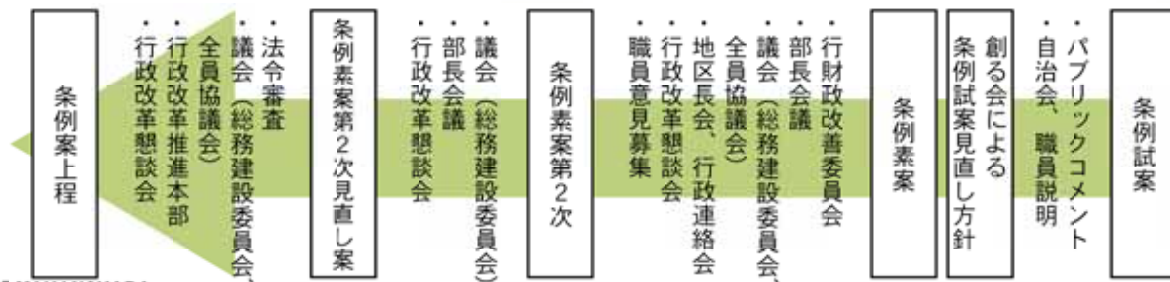


|          |  |
|----------|--|
| 平成15年10月 | 新市建設画において「市民参画の仕組みづくり」が明記される                                     |
| 平成17年10月 | 市長マニフェスト(※1)において「市民参画と協働の推進」、「市政運営基本条例の制定」が掲げられる                 |
| 平成18年3月  | 第一次行政改革大綱において、行政改革推進のための重点事項として「市民参加と協働の推進」が盛り込まれる               |
| 平成18年9月  | 第一次総合計画基本構想が議決される  |
| 平成18年10月 | 第一次総合計画において「市民との協働によるまちづくり基本条例の検討」が盛り込まれる(※2)                    |
| 平成19年1月  | 「まちづくり基本条例を考える会」を設置する  |
| 平成19年2月  | 「まちづくり基本条例を考える会」において、条例制定の必要性の有無からの検討が進められる(全10回)                |
| 平成20年1月  | 検討内容をまとめた「報告書」が市長へ提出される  |
| 平成20年2月  | 検討内容を市議会、地区長会に報告する   |
| 平成20年3月  | 市民説明会を開催する(参加人数 470人)……①   |
| 平成20年7月  | 「まちづくり基本条例専門部会」を設置する   |
| 平成20年7月  | 「まちづくり基本条例専門部会」において、検討が進められる                                     |
| 平成20年7月  | 「まちづくり基本条例専門部会」において、検討が進められる                                     |
| 平成20年10月 | 全市および地区において市民会議「男女協働サロン」を開催する                                    |
| 平成21年7月  | 自治基本条例セミナーが開催される。(参加人数 25人)……②<br>「まちづくり基本条例」から「自治基本条例」に変更する(※3) |
| 平成21年11月 | 市民検討組織「自治基本条例を創る会(以下「創る会」という)」を設置する                              |
| 平成21年12月 | 「創る会」において検討がされる(全10回開催)……③                                       |
| 平成21年11月 | 「創る会」主催の自治基本条例フォーラム開催(参加人数 約100人)……④                             |
| 平成22年2月  | 「創る会」主催の市議会議員報告会が開催される   |
| 平成22年4月  | 行政検討組織を「行政改革推進本部」内に設置する  |
| 平成22年4月  | 行政改革推進本部(※4)において検討される(全10回)                                      |
| 平成22年5月  | 市職員を対象とした「自治基本条例説明会」を開催する  |
| 平成22年5月  | (全20回、延べ参加人数 635人)   |
| 平成22年7月  | 区役員を対象とした「自治基本条例説明会」を開催する  |
| 平成22年7月  | (全25区計40回、延べ参加人数 1059人)……⑤                                       |
| 平成22年8月  | 「条例試案」についてパブリックコメントを実施する(意見数118件)                                |
| 平成22年8月  | (全20回、延べ参加人数 635人)   |
| 平成22年8月  | 相良地区民生委員協議会定例会で説明(参加人数 48人)(※5)                                  |
| 平成22年10月 | 「条例試案」から「条例素案」となる  |
| 平成22年10月 | 職員向け講演会を開催する(全2回、延べ参加人数 123人)                                    |
| 平成22年12月 | 「条例素案」について市議会などから意見をもらう(意見数32件)                                  |
| 平成22年12月 | 「条例素案第2次」から「条例素案第2次見直し案」となる                                      |
| 平成23年1月  | 「条例素案第2次見直し案」について市議会などから意見をもらう(意見数10件)                           |
| 平成23年2月  | 条例案を市議会2月定例会に上程する  |
| 平成23年3月  | 榛南ロータリークラブで説明(参加人数 40人)(※6)                                      |
| 平成23年3月  | 市議会委員会で全会一致で採決。  |
| 平成23年3月  | 3月24日の本会議で原案どおり可決・成立……⑥<br>3月28日公布                               |
| 平成23年5月  | 庁内に市の政策を決定する経営会議(※7)を設置する  |
| 平成23年10月 | 10月1日施行<br>経営会議内に条例を推進するためのプロジェクトチーム(※8)を設置する                    |

こんなにたくさんの人から意見をもらって今の形になったのね



## 条例ができるまで



- ※1 市長が選挙の際に示した公約(私文書扱)
- ※2 総合計画へ明記したことにより具体的な取り組みが始まる。
- ※3 「まちづくり基本条例」には議会の規定はない。まちづくりの担い手として、議会も不可欠という結論から「自治基本条例」に変更した。
- ※4 行政改革推進本部(市長、副市長、教育長、各部局長)には、行財政改善委員会(政策協働部長、総務部長、政策協働部各室長、各部から室長1人)を含む。
- ※5、6 要望を受け、説明に向かう。
- ※7、8 市の政策推進体制として経営会議、政策推進会議、プロジェクトチームがある。経営会議とは、市の政策を推進するための方針や手段を決定したり、実施策を管理したりする機関。経営会議政策推進会議がプロジェクトチームと連携し、方針案や実施策案を提出したり、決定された策を実施したりする。



⑥市議会本会議

# 牧之原市自治基本条例

## (平成23年条例第2号)

自治基本条例の全部の条文と解説が載っているよ



### 前文

牧之原市は、恵み豊かな駿河湾と日本一の大茶園をはぐくむ牧之原台地に抱かれた自然豊かなまちです。

平成17年10月1日に相良町と榛原町が合併して誕生し、まちづくりの基本理念「幸福実現都市」のもと、新たな歩みを始めました。

私たちは、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

| 目次                           |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| 前文                           | 第1条 総則(第1条、第2条)              |
| 第1章 情報共有(第3条、第5条)            | 第2章 市民参加の推進(第6条、第14条)        |
| 第3章 市政運営(第15条、第20条)          | 第4章 市の自治体等との連携・協力(第21条、第22条) |
| 第5章 議会及び議員(第23条、第24条)        | 第6章 市長及び職員(第25条、第26条)        |
| 第7章 自治基本条例の実効性の確保(第27条、第30条) | 附則                           |

第1、2段落では、牧之原市はどのような「まち」であるかを示しています。

第3段落は、私たちはこの牧之原市をどうしていきたいかなければならないかを示しています。

第4段落は、前段で示した「誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまち」を実現するための手法として、協働のまちづくりを進めることを明らかにしています。

最後の段落では、これらを実現するために自治基本条例を制定することを示しています。

### 第1章 総則

#### 目的

第1条 この条例は、牧之原市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、協働のまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

#### 説明

目的規定は、条例の達成しようとする目的などを明らかにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために定めています。

#### 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 市民 市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人をいう。

#### 説明

「前文」は、法令の題名(目次)があるときは、目次の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるもので、その法令の制定の理念を強調するために置かれるものです。

### 第2章 市民参加の推進

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

協働のまちづくりに取り組む上で、市はそれぞれが持つ情報を共有し活用すべきであり、そのために市長等及び議会が市政に関する情報を市民に提供することは、市民自らが考え行動する自治のために必要不可欠です。

#### 情報提供

第4条 市長等及び議会は、まちづくりに必要な情報について適切な情報伝達手段により、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。

#### 説明

市民がまちづくり活動を進めたり、市政に参加する際に必要な情報を、市民に速やかに、かつ、分かりやすく提供する市長等及び議会の努力義務について定めています。

#### 個人情報の保護

第5条 市長等及び議会は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、その保有する個人情報に適切に取り扱われなければならないことを義務付けられたものである。

#### 説明

市民参加や情報公開提供を進める上で、市がその保有する個人情報に適切に取り扱われなければならないことを義務付けられたものである。

### 第3章 市民参加の推進

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

### 第4章 市政運営

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

#### 説明

私たちは、多くの英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。

市長等及び議会が市民の参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことを明記しています。市民参加については、第7条から第10条までと、第15条第3項、第22条第2項、第23条第3項の関連条文において、それぞれ示しています。

**説明**

市長等及び議会が市民の参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことを明記しています。市民参加については、第7条から第10条までと、第15条第3項、第22条第2項、第23条第3項の関連条文において、それぞれ示しています。

**市民参加の権利**

第7条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 市民によるまちづくり活動は、自主性及び自立性が尊重されなければならない。

**説明**

市民がまちづくりに参加する権利について定めています。ただし、その活動は、市民の自主性と自立性に基づくものであるとされています。

**参加機会の保障**

第8条 市長等及び議会は、市

政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めるものとする。

2 市長等及び議会は、市民参加により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に市の仕事へ反映するよう努めるものとする。

**説明**

市政への市民参加を進めるための市長等及び議会の取組について定めています。

**審議会等の運営**

第9条 市長等は、市政に関する提言等を求めるための組織として、審議会等を設置する場合は、広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない。

**説明**

「広く市民の意見が反映されるよう配慮しなければならない」とは、多様な意見を審議会等に反映させることを狙いとしています。

**市民投票制度**

第10条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

**説明**

本条の規定の趣旨は、市民投票を市政への市民参加を進める方法の一つとして位置付けるものです。

「コミュニティ」には、区、町内会などの自治会、子ども会、老人会、PTA、消防団、壮年会などの住民組織、NPO法人、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれます。市民生活は人と人のつながり、助け合いの中で営まれるものであり、市民が各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりにまちづくりの当事者としての意識が醸成され、自らも考え、責任ある行動をとることへつながることを期待するものです。

**説明**

コミュニティは、自主性、自立性が尊重されるべきです。コミュニティには、市による一方的な関与はあり得ません。そのコミュニティは、市からの支援が前提としてあるわけではなく、市民自身による活動が中心となるべきことを定めています。

「必要に応じて支援すること」ができる」とは、補助金、助成金及び物品の提供といった財政的な支援だけでなく、市職員の持ち得る能力(労力、専門的知識や情報等)を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどが支援として重要なことと捉えています。

「コミュニティ」には、区、町内会などの自治会、子ども会、老人会、PTA、消防団、壮年会などの住民組織、NPO法人、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれます。市民生活は人と人のつながり、助け合いの中で営まれるものであり、市民が各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりにまちづくりの当事者としての意識が醸成され、自らも考え、責任ある行動をとることへつながることを期待するものです。

**説明**

コミュニティは、自主性、自立性が尊重されるべきです。コミュニティには、市による一方的な関与はあり得ません。そのコミュニティは、市からの支援が前提としてあるわけではなく、市民自身による活動が中心となるべきことを定めています。

「必要に応じて支援すること」ができる」とは、補助金、助成金及び物品の提供といった財政的な支援だけでなく、市職員の持ち得る能力(労力、専門的知識や情報等)を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどが支援として重要なことと捉えています。

「コミュニティ」には、区、町内会などの自治会、子ども会、老人会、PTA、消防団、壮年会などの住民組織、NPO法人、ボランティア団体などの多種多様な団体が含まれます。市民生活は人と人のつながり、助け合いの中で営まれるものであり、市民が各種の「コミュニティ」に主体的に参加することを通じて、一人ひとりにまちづくりの当事者としての意識が醸成され、自らも考え、責任ある行動をとることへつながることを期待するものです。

**説明**

コミュニティは、自主性、自立性が尊重されるべきです。コミュニティには、市による一方的な関与はあり得ません。そのコミュニティは、市からの支援が前提としてあるわけではなく、市民自身による活動が中心となるべきことを定めています。

「必要に応じて支援すること」ができる」とは、補助金、助成金及び物品の提供といった財政的な支援だけでなく、市職員の持ち得る能力(労力、専門的知識や情報等)を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどが支援として重要なことと捉えています。

**説明**  
総合計画の基礎となる基本構想は、この条例に基づき、議会の議決を経て策定する姿勢を明らかにしたものです。  
各行政分野において策定する個別計画は、基本構想や基本計画と整合を図りながら計画行政を展開する原則を明らかにしています。

**財政運営**  
第16条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行うものとする。  
2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めるものとする。  
3 市長は、財政や財産の状況を分かりやすく市民に公表するものとする。

**説明**  
自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を確保するとともに、財政運営に係る透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために定めています。

**行政評価**  
第17条 市長等は、市の仕事の成果、達成度等を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を分かりやすく市民に公表するものとする。  
2 市長等は、行政評価の結果

第25条 市長は、この条例の趣旨を遵守し、市政の代表者として市民の信任に応え、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。  
2 市長は、その権限の行使に当たっては、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。  
3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。  
4 市長は、市の職員の適切な指揮監督と能力向上を図るとともに、その能力が最大限発揮できるような良好な職場環境の形成を図らなければならない。

**説明**  
自治体の代表者として選挙で選ばれた市長は、憲法第92条の地方自治の本旨（団体自治、住民自治）を具現化し、実行する責任者としてこの条例に沿って公正に職務を遂行するよう定めています。  
前項に規定する市長の権限を行使するに当たり、市民の権利を常に保障することを基本としなければならないことを責務として定めています。  
市民や議会への市長の説明責任を明らかにしたものであり、市政運営の基本方針はもとより、その目的、目標の達成状況について説明する責任を定めています。  
地方自治法第154条の規定「職員の指揮監督」と人材の育成を図るとともに、職員が働きやすく能力が発揮できる職場づく

を市の仕事に適切に反映させるものとする。

**説明**  
評価制度の透明性を確保するため、結果を公表し、市の仕事へ反映することが必要であることを定めています。

**組織**  
第18条 市長等の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に的確に対応できるよう編成するものとする。  
**説明**  
市長等の組織の基本的なあり方について定めています。

**行政手続**  
第19条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

**説明**  
市政運営の公正の確保と適正な透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、市長等が行う処分、行政指導等の手続の基本的な事項について明らかにするために定めています。

**危機管理**  
第20条 市長等及び議会は、緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関と協力、連携し、総合かつ機動的な危機管理の体制を強化するよう努めるものとする。  
**説明**  
危機管理体制の確立を、まちづくりの基本として定めています。

**市の職員の役割及び責務**  
第26条 市の職員は、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を遂行しなければならない。  
2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。  
3 市の職員は、協働のまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。

**説明**  
市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を明らかにするために定めています。

### 第8章 自治基本条例の实效性の確保

**推進会議**  
第27条 市長は、この条例の实效性を確保するため、牧之原市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

**説明**  
協働のまちづくりに関する施策又は制度が、この条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うため「牧之原市自治基本条例推進会議」の設

び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関と協力、連携し、総合かつ機動的な危機管理の体制を強化するよう努めるものとする。

**説明**  
危機管理体制の確立を、まちづくりの基本として定めています。

### 第5章 他の自治体等との連携・協力

**国、県等との関係**  
第21条 市は、国、県等とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係を確立するものとする。

**説明**  
自治体運営に当たったての県や国に対する姿勢を明らかにしています。

### 他の自治体等との連携

第22条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めるものとする。  
2 市は、まちづくりに関する情報を広く発信するとともに、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取組を通じて、市外の人々の知恵や意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする。  
3 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等と

**この条例の見直し等**  
第28条 市長は、この条例の見直し等に当たっては、推進会議に諮問しなければならない。  
**説明**  
この条例の見直し等に関する手続を定めています。

**この条例の位置付けと体系化**  
第29条 市長等及び議会は、この条例に定める事項を最大限に尊重し、各行政分野の基本方針等を定める条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

**説明**  
自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、この条例の目的や規定する内容から自治の運営に関する他の条例等は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならないとしていいます。また、各種基本条例を中心として市長等及び議会のきままりを体系化することににより、まちづくりの仕組みの全体像が市民にとって分かりやすいものとなるよう定めています。

### 委任

第30条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

の連携、交流等を積極的に推進するよう努めるものとする。

**説明**  
自治体運営を行う上で、市単独で取り組むことが難しい広域的な課題を解決するため、他の自治体等と連携や協力をすることにより、まちづくりに生かしていくことを明らかにするために定めています。

様々な分野から牧之原市に関心のある市外の人々の知恵や意見を有意義に活用する旨を定めています。  
姉妹都市や国際交流の輪を広げ、相手の良いところを吸収し、得られた情報や知恵を牧之原市のまちづくりに生かしていくことを定めています。

### 第6章 議会及び議員

**議会の役割及び責務**  
第23条 議会は、市民の代表で構成される市の意思決定機関である。  
2 議会は、議決機関として、市の政策の意思決定及び行政行動の監視並びに条例を制定する権限を有する。  
3 議会は、市民に、議会における意思決定の内容及びその経過を説明するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

**説明**  
議会は、執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有する。

しており、市政における重要な事項についてその意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、自治を担う上で、重要な役割としてこれらを定めています。

### 議員の役割及び責務

第24条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。  
2 議員は、前項に規定する任務を遂行するため、市民と連携し、かつ市長等との緊張関係を維持して、不断に議会改革を推進しなければならない。

**説明**  
議員の責務について、市民の代表者であるという観点から、市民意見の把握と広範な情報を収集し、市民全体の利益を見定め、市民福祉の向上と市の発展に最も適切な決定を議会が行っていくよう、一人ひとりの議員がそれぞれの職務を遂行していくことを定めています。  
二元代表制におけるその住民代表機能のあり方を再認識し、その機能発揮に努めることを定めています。

### 第7章 市長及び職員

#### 市長の役割及び責務

**漫画とイラストについて**

自治基本条例は、牧之原市に住む全ての人にとって重要な条例です。

多くの人に親しみを持ってもらえるように、広報紙では初の試みとなる漫画を使って紹介をしました。

今回、漫画とイラストを手がけてくれたのは、市在住のイラストレーター岩本陽子さんです。

岩本さんは、静岡牧之原茶のマスケットであるチャーフィンやチャーミーの生みの親でもあり、市茶業振興協会が発行しているミニ絵本「チャーフィンのたびだち」の作・画も担当しています。

この絵本に興味がありましたら、問い合わせください。

問い合わせ

牧之原市茶業振興協会

☎(53) 2621

岩本さんのホームページ

http://www.yokoiwanoto.com



### ～登場人物紹介～

#### 静岡牧之原茶マスケット

**チャーフィン (右)**  
好奇心旺盛な3歳のお茶の妖精(男の子)。夢はお茶の葉サーフィンでお茶の葉の香りを世界に届けること。  
**チャーミー (左)**  
ちょっとわがままでおしゃまな5歳のお茶の妖精(女の子)。チャーフィンのことが大好き。



議 会  
市議会6月定例会報告

6月2日から6月23日までの会期中で市議会6月定例会が開かれ、一般会計補正予算などが可決されました。

平成22年度牧之原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成22年度に予定していた障がい者自立支援、坂部保育園建設、地頭方漁港施設管理、海水浴場開設、海岸整備、市道新設改修、企業誘致促進道路改良、細江1号幹線、住宅対策、小学校施設管理、文化財保護、相良史料館管理運営、給食センター運営、小中学校等給食施設管理について、平成23年度に繰り越して執行する歳出予算の経費が4億5895万9千円に確定したため、地方自治法施行令の規定に基づき報告を行いました。

専決処分承認を求めることについて(牧之原市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

国が少子化対策として平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に行っていた出産育児一時金の支給額の引き上げ(35万円から39万円へ)が、平成23年4月から恒久化しました。これについて、

牧之原市国民健康保険条例の一部改正を専決処分して対応したため、今議会でも承認を求め、認められました。

人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員3人が平成23年12月31日で任期満了となるため、補充の候補者の推薦について、議会の意見を求めました。人権擁護委員は市長の推薦する候補者の中から法務大臣が委嘱します。市長の推薦に当たっては市議会の意見を聞くよう法律で規定されています。

一般会計補正予算(第1号)

本年度第1回目の補正で、平成23年度当初予算を1405万6千円増額し、補正後の総額を174億4405万6千円としました。補正予算の主な内容は、歳出では浜岡原発の運転停止に伴い電力不足が懸念される中、各家庭における節電、省エネをさらに浸透させるための笑呼キャンペーンを昨年に取り引き続き実施します。(220

問い合わせ 管理課 山本 ☎(23) 0050

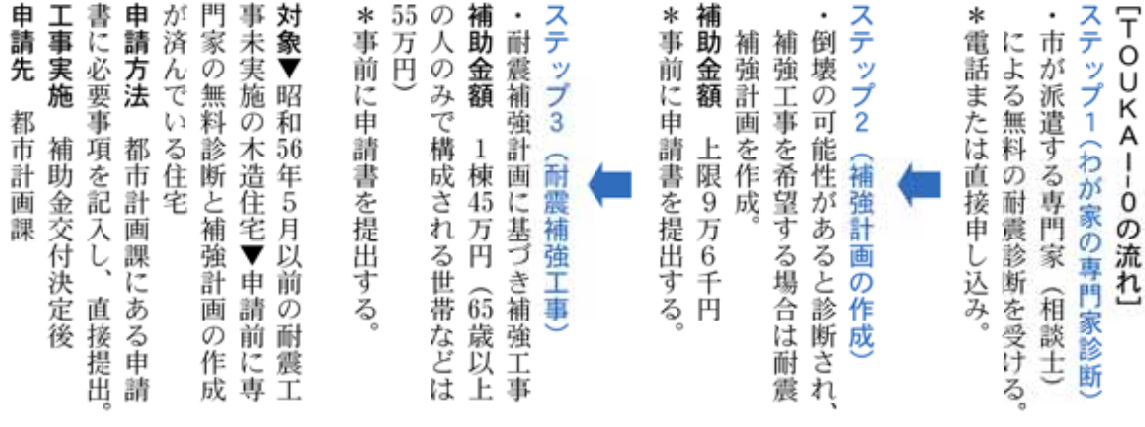
耐 震

プロジェクト「TOUKA10」 わが家の地震対策は済んでいますか  
 問い合わせ 都市計画課 八木 ☎(53) 2633

市では、予想される東海地震から一人でも多くの市民の生命や財産を守るため、国や県とともに木造住宅の耐震化を図るプロジェクト「TOUKA10(東海・倒壊)10(ゼロ)」を推進しています。昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震工事を対象として、一般世帯に45万円、高齢者世帯など(65歳以上の人のみの世帯または障がい者と同居している世帯)に55万円の補助をしています。電話一本で専門家による無料の耐震診断が受けられ、設計費用や工事費用の一部を補助します。対象家屋に住んでいる人はもう一度、わが家の地震対策を見直してください。



平成21年8月の地震で半壊した家屋



募 集

平成23年度 市営住宅抽選会  
 市営住宅の入居希望者を募集します  
 問い合わせ 都市計画課 田中 ☎(53) 2633

市営住宅は、公営住宅法による収入基準以内で住宅に困っている世帯に、安い家賃で市が貸している住宅です。申し込みは随時受け付けています。

ですが、申込資格の確認や書類の提出などが必要になります。年に一度、抽選で待機順位を決定し、住宅に空きが生じたときに順番に入居が可能となります。

抽選会  
 募集団地 上記の団地  
 対象期間 平成23年10月1日(土)～平成24年9月30日(日)  
 申込方法 都市計画課にある申込書に必要書類を添えて、直接申し込み。  
 申込期限 9月9日(金)  
 抽選会 9月28日(木) \*予定

市営住宅の申込資格

- ・住宅に困っている
- ・同居する親族がいる
- ・市内に在住または在勤している
- ・入居者全員の収入合計が基準以内である
- ・入居者全員に市税の滞納がない
- ・入居者全員が健康保険に加入している
- ・団地や自治会の行事に参加可能
- ・入居者全員が暴力団員でない
- ・外国籍の人については日本語が分かる
- ・連帯保証人がいる

市営住宅一覧

\*設備など詳細については問い合わせください。

| 団地名      | 所在地       | 建築年        | 戸数  | 間取り  |
|----------|-----------|------------|-----|------|
| 菅ヶ谷団地    | 菅ヶ谷218番地1 | 昭和63年～平成元年 | 52戸 | 3LDK |
| ハイツ地頭方団地 | 地頭方473番地  | 平成7年～平成9年  | 54戸 | 3LDK |
| 静波団地     | 静波75番地1   | 昭和53年      | 24戸 | 3DK  |
| 三栗団地     | 静谷762番地1  | 昭和61年      | 12戸 | 3DK  |
| 湊団地      | 勝保2061番地1 | 平成2年       | 24戸 | 3DK  |
| 牧之原団地    | 布引原270番地  | 平成8年       | 28戸 | 2LDK |





自分たちが拾った土器のかけらを丁寧に洗浄する児童ら

**中世の時代にタイムスリップ**

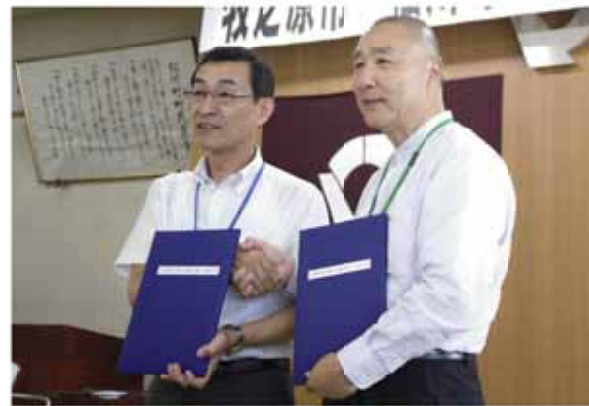
■宮下遺跡発掘現場体験教室／勝間田小学校

勝間田小学校の6年生26人は7月12日、宮下遺跡発掘現場（坂部）で、体験教室に参加しました。宮下遺跡は平安時代末期から鎌倉時代初期の時代の遺跡で、県内最大級の大型建物群や日本最古とみられる六角塔婆などが出土しています。市学芸員からの説明の後、児童らは土器のかけらを自分たちで拾い、字や模様注意到しながら、ブラシを使って丁寧に洗いました。児童らは土器の感触を手と心に刻みながら、中世の時代に思いを巡らせていました。

**いざというときにも助け合い**

■牧之原市・松川町災害時応援協定調印式

市は7月11日、長野県松川町役場で友好姉妹都市である松川町と災害時応援協定を締結しました。東日本大震災では、応援協定がある自治体同士の支援が有効に行われたことを受け、友好姉妹都市の同町と協定を締結することになりました。協定には大規模災害時の食料品や生活必需品などの提供や職員の派遣、被災者を一時収容する施設の提供などが盛り込まれています。本市がこの協定を結ぶのは今回が初めてであり、今後は他の友好都市などとも締結を行う予定です。



がっちり握手をかわす田久副市長（右）と深津松川町長

**宝くじ助成金で公民館の備品を整備**

■財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業

静波10丁目町内会では公民館の新設に伴い、7月、公民館で使用する備品を整備しました。整備した備品は、プラズマテレビ、テレビ台、DVDプレーヤー、冷蔵庫、会議テーブル、会議用イスなど7品目です。これは財団法人自治総合センターが行う、宝くじの社会貢献広報事業を活用したものです。この事業により、子どもからお年寄りまでより便利で快適に公民館を使用することができ、地域のコミュニティ活動の活性化が期待されます。



整備したテレビ、会議テーブル、会議用イスなどの備品



積極的に募金活動に参加する「アントキの猪木」さん

**笑いで日本を元気にします**

■東日本大震災復興支援チャリティーライブ

東日本大震災復興支援波津実行委員会（鈴木正樹委員長）主催の東日本大震災復興支援チャリティーライブが7月23日、い〜らで開かれました。被災地の復興支援のために企画されたもので、「アントキの猪木」さんら多くのお笑い芸人やアーティストが出演。被災地の皆さんにも見てもらえるようにライブの様子はDVDに収められました。ライブの前には、市内スーパーマーケットで出演者と実行委員会による募金活動が行われ、合計61万2,375円の義援金が被災地へ寄付されます。

広報担当がどこにも取材に行きます。あなたの身近なホットで楽しい話題やイベントなどの情報をお待ちしています。

秘書広報課 ☎ (23) 0052 ✉ seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp



「がんばれ静岡牧之原茶」などの短冊を飾り付ける茶娘ら

**安全・安心なお茶をお届けます**

■二番茶放射性物質自主検査報告会

市茶業振興協議会は7月7日、榛原庁舎で二番茶の放射性物質自主検査報告会を開き、茶生産者や茶商ら約50人が参加しました。荒茶の自主検査を実施した市内73茶工場全てで国が定める放射性セシウムの暫定基準値を下回り、放射性ヨウ素は検出されませんでした。これにより静岡牧之原茶の安全性が確認されました。その後、参加者や茶娘らが七夕にちなみ、「緑の茶畑を守ろう」などの願い事や誓いが書かれた短冊を竹ざさに飾り付けました。生産者は「逆風に負けず、消費者に安心して飲んでもらえるお茶を提供したい」と茶業発展の期待と願いを込めました。

**私たちの願いがかないますように**

■清風園訪問／萩間保育園

萩間保育園の園児24人は7月5日、特別養護老人ホーム清風園（西萩間）で入居者約50人と七夕飾りを作って楽しみました。園児らはグループに分かれて、歌を披露した後、お年寄りと一緒に「ケーキ屋になりたい」「プラモデルが欲しい」などの願い事を短冊に書き、竹ざさに飾り付けました。完成した七夕飾りは施設内に飾られました。お年寄りは時々、園児らに声を掛けたりして笑顔を見せ、交流を楽しんでいました。



入居者と一緒に短冊に願いを書き込む園児



寄贈した椅子に座る山田町立織笠保育園の園児らと組合員ら

**木のぬくもりを感じ健やかに育て**

■榛南建築工業組合が被災地へ手作り椅子を寄贈

牧之原市、御前崎市、吉田町在住の大工らで組織する榛南建築工業組合（野中義明組合長）などは、7月3日から7月5日までの三日間、東日本大震災で被災した岩手県山田町の保育園を訪れ、手作りの椅子200脚などを園児たちに届けました。野中組合長は「木のぬくもりを感じて健やかに育てほしい」と話し、園児らは「木のいい匂いがする」とうれしそうにお礼の言葉を伝えました。配送には市内の「株式会社笠原産業」（東萩間、笠原活彦社長）が無償で協力してくれました。

大人の健診・相談

| 項目                 | 期日            | 時間          | 会場                   | 問い合わせ・申し込み                                |
|--------------------|---------------|-------------|----------------------|---|
| 国民健康保険特定健診<br>長寿健診 | 7日(日)         | 13:00~14:00 | さざんか                 | 国民健康保険課 ☎230023<br>健康推進課 ☎230024          |
|                    | 8日(日)、9日(金)   |             | 相良保健センター             |   |
| 婦人科検診              | 2日(金)、28日(日)  | 9:10~9:30   | さざんか                 | 健康推進課 ☎230024                             |
|                    | 29日(日)、30日(金) | 13:00~13:20 | 相良保健センター             |   |
| 総合健康相談・認知症予防相談     | 6日(日)、20日(日)  | 9:00~11:00  | さざんか                 | 予約制<br>健康推進課 ☎230024                      |
|                    | 13日(日)、27日(日) |             | 相良保健センター             |   |
| HIV抗体検査            | 1日(日)         | 18:00~19:40 | 中部健康福祉センター<br>(藤枝市)  | 予約制<br>中部健康福祉センター地域医療課 ☎054(644)9273      |
|                    | 15日(日)        | 9:00~11:00  |                      |   |
| 肝炎ウイルス検査           | 1日(日)         | 17:30~      | 中部健康福祉センター<br>(藤枝市)  | 予約制<br>中部健康福祉センター地域医療課 ☎054(644)9273      |
|                    | 15日(日)        | 11:20~      |                      |   |
| 精神保健福祉総合相談         | 28日(日)        | 13:30~      | 中部健康福祉センター<br>(藤枝市)  | 費用無料、予約制<br>中部健康福祉センター障害福祉課 ☎054(644)9279 |
|                    | 22日(日)        | 15:00~      | 島田市保健福祉センター<br>(島田市) |   |
| 高次脳機能障がい医療等総合相談    | 12日(日)        | 13:00~17:00 | 中部健康福祉センター<br>(藤枝市)  | 中部健康福祉センター障害福祉課 ☎054(644)9279             |

9月の休日当番医

診療時間 午前9時~午後5時

急病者などの受け入れを目的としておりますので、通常の診療を目的に来院できません。なお、受診前に当番医療機関に電話連絡をお願いします。

\*榛原総合病院の救急外来については、直接問い合わせください。☎21131

| 期日     | 開業医 (榛原・吉田地域)     | 開業医 (相良・御前崎地域)   |
|--------|-------------------|------------------|
| 4日(日)  | いしだ眼科 ☎341400     | 田形内科医院 ☎5320     |
| 11日(日) | 玉井整形外科医院 ☎286667  | あかほりクリニック ☎5555  |
| 18日(日) | 藤本クリニック ☎241200   | 小田医院 ☎0426       |
| 19日(祝) | 石井内科皮膚科医院 ☎220013 | 永尾内科循環器科医院 ☎6611 |
| 23日(祝) | 高木内科医院 ☎220003    | 渡辺内科医院 ☎5232     |
| 25日(日) | 川田医院 ☎0154        | 座光寺医院 ☎3206      |



小川 萌 保健師

**元気があ！ NO. 28**

新人保健師の小川萌です。高齢者の皆さんに、いつまでも健康で自分らしく暮らしていただくためのお手伝いをしています。

65歳以上の皆さん、片足で何秒も立っていませんか。男性で20秒未満、女性で10秒未満だった人は同世代の人に比べて、足の筋力が低下している可能性があります。

65歳以上で介護が必要になる人の10人に1人は転倒や骨折が原因です。転倒しやすくなる原因の一つに筋力の低下があります。

「私は毎日歩いているから大丈夫」と思う人もいるかもしれませんが、歩くことはもちろん大切です。しかし、ウォーキングで使う筋力は体全体の筋力の2割から3割までに過ぎず、

立つたり座ったり、階段を上り下りするために必要な筋力や、転倒を防ぐための筋力上げるには歩くだけでは十分とはいえません。転倒を防ぐためには、ウォーキングに加え、筋力トレーニングが効果的です。腰や膝が痛い人は運動が余計あつづくに思ってしまうかもしれませんが、しかし、筋力トレーニングをすることで骨が丈夫になり、筋力が付き、腰や膝の痛みの改善にも役立ちます。

たとえ、90歳以上の人でも体を動かすことで筋力は上がります。

市では転倒予防のためのさまざまな教室を実施しています。教室に参加してこたえの筋力が付き、転倒しにくくなったことに加え、以前より速く歩くことができようになる人もいます。

「具体的な運動方法を知りたい」「一人ではなかなか続かない」という人は、仲間と一緒に楽しく筋力アップしませんか。

いつまでも自分らしく、元気に過ごすためにも、筋肉の貯金(筋)を始めましょう。

Message お知らせ

まだまだ暑い日が続いています。熱中症に注意して、なるべく涼しい場所で小まめに水分を取りましょう。

子どもの相談・健診・予防接種・講座

| 項目            | 期日              | 時間                  | 会場 | 対象                     | 持ち物など                         | 問  |
|---------------|-----------------|---------------------|----|------------------------|-------------------------------|----|
| 母子健康手帳の交付     | 5日(日)           | 9:00~11:00          | さ  | 妊婦                     | 妊娠届出書                         | 健  |
|               | 12日(日)、26日(日)   |                     | 相  |                        |                               |    |
| 1歳児健康相談       | 8日(日)           | 9:00~10:00          | 相  | 平成22年8月、9月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 1歳6カ月児健診(満年齢) | 2日(金)           | 13:00~14:00         | 相  | 平成22年1月、2月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 2歳児歯科健診       | 13日(日)          | 13:00~14:00         | 相  | 平成21年8月、9月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 2歳6カ月児歯科健診    | 20日(日)          | 13:00~14:00         | さ  | 平成21年2月、3月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 3歳児健診(満年齢)    | 15日(日)          | 9:00~10:00          | さ  | 平成20年7月、8月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 3歳6カ月児歯科相談    | 21日(日)          | 8:30~10:00          | 相  | 平成20年2月、3月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 4歳児歯科相談       | 21日(日)          | 8:30~10:00          | 相  | 平成19年8月、9月生まれ          | 母子健康手帳、アンケート                  | 健  |
| 赤ちゃん相談        | 6日(日)           | 9:00~11:00          | さ  | 乳児と保護者                 | 母子健康手帳                        | 健  |
|               | 7日(日)           |                     | 相  |                        |                               |    |
| 三種混合予防接種      | 16日(日)          | 13:00~13:45         | さ  | 平成23年2月~4月生まれ<br>1期追加者 | 母子健康手帳<br>予診票、体温計             | 健  |
|               | 12日(日)          |                     | 相  |                        |                               |    |
| BCG予防接種       | 9日(日)           | 13:00~13:45         | さ  | 平成23年5月生まれ             | 母子健康手帳<br>予診票、体温計             | 健  |
|               | 5日(日)           |                     | 相  |                        |                               |    |
| 離乳食教室(要予約)    | 9日(日)           | 9:30集合              | さ  | 4~11カ月児の希望者            | 母子健康手帳、タオル<br>ベビースプーン         | 健  |
| 家庭児童相談室       | 月~金曜日<br>*祝日は休み | 9:00~16:00          | さ  | 18歳未満の子の保護者など          | 事前に電話連絡                       | 子支 |
| ブックスタート       | 15日(日)          | 13:00~13:30<br>受付時間 | い  | 平成23年5月生まれ             | 母子健康手帳、バスタオル                  | 子棲 |
| のびのび子育て井戸端会議  | 6日(日)           | 10:00~11:30         | い  | 入園前の子どもとその親            | パネルシアター・葉のお話<br>木のおもちゃで遊んでみよう | 社  |
|               | 20日(日)          |                     | い  |                        |                               |    |

\*離乳食教室は、午前9時15分までに来場すれば離乳食作りが見学できます。

会場/さ:健康福祉センターさざんか い:相良総合センターい〜ら 相:相良保健センター

子棲:子育て支援センター榛原(さざんか) 子棲:子育て支援センター相良(い〜ら)

問い合わせ/健:健康推進課 ☎230024 子支:子育て支援課 ☎230071 子棲:子育て支援センター榛原 ☎20174

社:社会福祉協議会 ☎5187

静岡こども救急電話相談

子どもが急な病気で心配なとき、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。毎日午後6時から翌朝8時まで(年中無休)。  
▶ #8000……プッシュ回線の固定電話、携帯電話 ▶ ☎054(247)9910……ダイヤル回線の固定電話、IP電話

志太榛原地域救急医療センター

▶ 所在地 藤枝市瀬戸新屋362-1(静岡県藤枝総合庁舎横)  
▶ 診療時間(年中無休) 午後7時30分~午後10時 \*金・土・日曜日は翌日午前7時まで。  
▶ 診療科目 内科(9月の土曜日は午後10時まで)、小児科 ▶ 持ち物 保険証、各受給者証、服用中の薬  
▶ 問い合わせ ☎054(644)0099

9月の相談日です。  
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ  
たり疑問に感じていることはありませんか。  
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口  
を紹介しします。  
秘密は厳守されますので、一人で解決しようとせず、ま  
ずは相談してみたいかがですか。



静岡県之原茶マスコット  
チャーマフィン

\*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、  
分からないことなどの相談を受け  
付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎0088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重  
債務、商品苦情など、消費や契約  
に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日  
時間 9:00～16:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎0088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務  
や債務整理などの法律解釈や手続  
き、人権に関する相談などを無料  
で受け付けます。弁護士、行政相  
談員、人権擁護委員が1回30分  
で対応します。  
相談時には、参考となる書類など  
を持参してください。  
相談を受けるには、当日電話予約  
が必要です。

期日 9月7日(金)・21日(木)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
予約 8:30～  
\*当日電話予約のみ  
☎市民相談センター ☎0088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金  
銭貸借などの紛争解決。司法書士  
と民生委員が対応します。

期日 9月14日(金)・28日(木)  
時間 9:00～11:30  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎0088

人権身の上相談

人権擁護委員が相談に応じます。

期日 9月12日(木)  
時間 10:00～12:00  
13:00～15:00  
会場 市民相談センター  
☎市民課 ☎2602

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、  
交通事故に関する相談に応じます。  
事前予約が必要です。

期日 9月8日(金)  
時間 10:00～15:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎0088

行政相談

行政相談員が、行政に対する苦情  
や要望などの相談を受け付けます。

期日 9月7日(金)・21日(木)  
時間 10:00～12:00  
会場 市民相談センター  
☎市民相談センター ☎0088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる  
相談に無料で応じます。  
事前に問い合わせください。

期日 9月21日(木)  
時間 13:30～15:30  
会場 市民相談センター  
☎東海税理士会島田支部 ☎05476575

介護相談

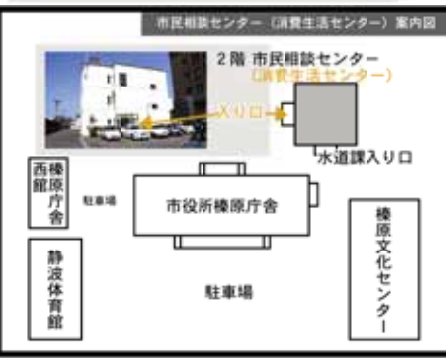
介護に関する相談に応じます。

期日 月曜日～金曜日  
時間 8:15～17:00  
会場 棟原庁舎2階 相談室  
相良保健センター  
☎高齢者福祉課 ☎0076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思っ  
たときの相談です。事前に問い合  
わせをして、気軽に相談ください。

期日 9月16日(金)  
時間 13:30～16:00  
会場 相良保健センター  
☎包括支援センターさがら ☎1900



\*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



FOR THE PATIENTS

今月は  
とうせき  
透析センター  
を紹介しします

透析センターは南館1階の  
中庭に面した明るい場所にあ  
り、ベッド数は21床、現在60人  
程の透析患者さんが通院され  
ています。月曜日から土曜日  
の日中、稼働しています。

スタッフ

▼医師2人(泌尿器科)▼看  
護師8人▼看護助手11人  
▼臨床工学士6人

業務内容

透析療法について

透析とは、腎不全の患者さ  
んが自分の腎機能の代わりに、  
人工腎臓で血液をろ過する治  
療です。患者さんは週2回、  
3回、この治療をするために  
通院されています。  
透析療法とは、自分の血管  
に動脈と静脈をつなげるシャ



透析機へ看護記録を入力

ントという血管を作ります。  
そして、その血管に2本の注  
射針を刺し、血液を体外に引  
き、人工腎臓(血液ろ過装置)  
を介して、また血液を体内に  
戻します。透析患者さんは、こ  
の透析療法を平均週3回、1  
回4時間行います。  
透析療法を続けていくには、  
生活スタイルの変化や食事制  
限なども加わります。

透析センターの1日

当日透析される患者さんの  
透析機械や回路の準備をして、  
間違いがないかのダブル  
チェックから1日が始まりま  
す。患者さんが部屋に入っ  
てからは、体調の変化や体重の  
増え具合などを聞いていきま  
す。毎回患者さんの顔を見て  
いる看護師は、少しの変化に



臨床工学士による機械のメンテナンス

敏感に気付くことができます。  
その患者さんの変化を医師に  
報告し、診察や薬の処方など  
を依頼します。  
針を刺し、透析機械と接続  
した後もダブルチェックをし  
ていきます。看護師だけでな  
く、臨床工学士とともに透  
析開始業務にあたります。看  
護師だけでは機械トラブルな  
ど分からないことは技士に見  
てもらい、連携を図っていま  
す。透析の開始後は、針先の確  
認や血圧チェックなどを行い、  
透析中は透析によるシヨック  
などを未然に予防できるよう  
に細心の注意を払っています。  
透析終了後、血液を体内に戻  
す返血作業に入ります。  
透析終了時はかなり疲れる  
患者さんもうらっしゃるので、  
一緒に駐車場まで付き添うこ  
ともあります。

安全で安心な透析看護を  
提供

透析療法は、このようなサ  
イクルを繰り返していかなくて  
なりません。

看護師は、透析中の全身管  
理をするのが当然のことです  
が、患者さんが透析をしなが  
らも通常の生活が送れるよう  
に生活指導もしていきます。  
検査データから体調の変化を  
見つけ、食事が減っていない  
か、体重が大幅に増加した  
ときにはどのように工夫して  
いくかなど患者さんの生活パ  
ターンに沿って、自宅で継続  
できる方法をともに考えてい  
きます。患者さんだけでは守  
れないようなときには、ご家  
族にも協力をいたたいていま  
す。

患者さんには腎不全以外の  
病気を抱えている人が多いの  
で、私たち日々勉強し、さま  
ざまな病気に対する知識を高  
めていかなければいけません。  
また、患者さんの多くは人  
生の先輩であり、逆にいろい  
ろ教えていただくこともたく  
さんあります。緊張感だけ  
なく、患者さんとスタッフで  
大笑いする場面もあり、楽し  
く仕事をしています。  
私たちは、安全で安心な透

慢性腎不全にならないた  
めに

腎臓の病気は症状がゆっく  
り進み、自分で気付くにつ  
れ、気が付かずに悪化するこ  
とがあります。

慢性腎不全の原因となる病  
気には、糖尿病、慢性糸球体腎  
炎、高血圧などがあります。

慢性腎不全にならないた  
めに必要なことは、定期健診を  
続けることや生活習慣の見直  
しをすることです。「まだまだ  
大丈夫だろう……」「これくら  
いはいいだろう……」という  
過信が大きな病気の原因に  
なってしまうので、意識して  
気を付けるようにしましょう。

透析センター師長 西川



スタッフ(最前列中央が西川師長)

透析看護が提供できるよう援助  
いたします。

人のうごき（牧之原市の人口）

POPULATION

- 人口 48,867人（前月比-44人）  
 男性 24,097人 女性 24,770人  
 出生 37人 死亡 38人  
 転入 68人 転出 111人  
 そのほか 0人
- 世帯数 15,560世帯（前月比+4世帯）
- 外国人人口 1,358人（前月比-3人）

平成23年7月31日現在（住民基本台帳人口）

忘れないで（税の納付期限など）

TAX etc

- 9月の納期一覧
- 国民健康保険税 第3期 9月30日<sup>金</sup>
  - 後期高齢者医療保険料 2期 9月30日<sup>金</sup>
  - 保育料 9月分 9月30日<sup>金</sup>
  - 市営住宅使用料 9月分 9月30日<sup>金</sup>

トップページ（表紙のお話し）

TOP PAGE



マリンスポーツフェスタの様子。多くの家族連れなどが水上バイク、バナナボート、カヌー、ヨット、クルージングで海を楽しんだ。特にバナナボートは大人気。順番待ちの行列が絶えず、歓声が響いていた。

待っています（広報紙の感想）

READERS VOICE

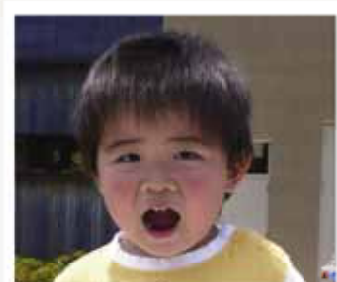
読んだ感想や今後取り上げてほしい記事、牧之原市への思いなどを待っています。  
 〒421-0495 静波447番地1 秘書広報課  
 E-mail:seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp



にし みなぞ  
**西望風くん(1歳)**  
 平成22年2月24日生(相良)  
 得意の『かわいいポーズ』でにっこり♪これからもその笑顔でみんなを癒してね☆



まつした めい  
**松下 芽生ちゃん(2歳)**  
 平成21年4月25日生(大沢)  
 元気いっぱい！にこにこめいちゃん☆元気に大きく育ってね☆



はせいげ りょう  
**蓮池 亮くん(2歳)**  
 平成20年11月9日生(管山)  
 外で遊ぶのと、車が大好きな亮☆元気いっぱい大きく育ってね！！



おおたか りく  
**大高 睦空くん(1歳)**  
 平成21年11月9日生(大江)  
 おまめでいたずらっこだけど笑顔いっぱいのやさしい子に育ってね♥



かとう れん  
**加藤 漣くん(1歳)**  
 平成22年7月26日生(静波)  
 プールとねえねが大好き☆毎日元気に保育園行ってよ。将来はパパと波乗りするぞ！



かたやま しゅんすけ  
**片山 竣介くん(2歳)**  
 平成21年7月28日生(大沢)  
 牛乳大好きな竣介。いっぱい飲んで大きくなあれ☆でもいたずらは控えめにね♪

元気なKIDS募集中

10・11・12月号の掲載希望のキッズを受け付けます。申込時間を守って、電話で申し込みしてください。

申込日時 **9月2日<sup>金</sup> 午前8時15分~**  
 申込資格 掲載時に市内在住の4歳未満の子ども  
 申込先 秘書広報課 ☎(23) 0052

牧之原市の図書館にない本は、他の図書館から借りることができます。利用してください。

BABY TOUCH のりもの

フィオナ・ランド著  
 主婦の友社刊



さまざまなのりものが動く音やサイレン……赤ちゃんが大好きな擬音・繰り返す音がたくさんあります。見て、さわって、読んでもらって、さまざまな楽しみ方ができるとっておきの1冊。小さなサイズで携帯に便利です。

わたししんじてるの

宮西達也著  
 ポプラ社刊



洞穴に閉じ込められてしまったお父さんとお母さんを助けるため、トリケラトプスの子どもは1人で恐いティラノサウルスに助けを求めようとお願ひに行きます。けなげな子どもにティラノサウルスは……。信じる気持ちが起こした奇跡の物語。

楽しい子育て孫育て

小林正観著  
 学研パブリッシング刊



子どもは誰もが100%天才で生まれてきます。子どもの才能を摘み取らず、のびのび育てる親にとって、「楽」で「楽しい」子育て論。孫育てに悩むおじいちゃんおばあちゃんにも役立ちます。みんなで子育て孫育てを楽しみましょう。

幸福な生活

百田尚樹著  
 祥伝社刊



最後の一行、そこに記された台詞に驚愕する。サスペンス、ファンタジー、ホラー……。その全てのストーリーに仕掛けた著者の畏。見破れるか、それとも……。『錨を上げよ』で話題の百田尚樹の18話からなる短編小説集。

|                |                     |           |                |              |       |
|----------------|---------------------|-----------|----------------|--------------|-------|
| 児 <sup>両</sup> | ひとりぼっちのガブ           | きむらゆういち   | 般 <sup>両</sup> | 節電・エコ生活50の知恵 | 船瀬 俊介 |
| 児 <sup>両</sup> | 救命救急フライトドクター        | 岩貞るみこ     | 般 <sup>両</sup> | 日本男児         | 長友 佑都 |
| 般 <sup>相</sup> | 読む年表 日本の歴史          | 渡部 昇一     | 般 <sup>操</sup> | サヴァイヴ        | 近藤 史恵 |
| 般 <sup>操</sup> | もっと「脳にいいこと」だけをやりなさい | シャイ7・マーシー | 般 <sup>相</sup> | 翼            | 白石 一文 |

児……児童書 般……一般書 相……相良図書館で借りることができます。操……榛原図書館で借りることができます。両……両図書館で借りることができます。

相良図書館(相良保健センター2階) ☎32649  
 榛原図書館(榛原文化センター2階) ☎230094

開館時間 午前9時~午後5時  
 \*水曜日は午後7時まで。  
 休館日 ▶毎週月曜日(祝日は開館)▶年末年始  
 本の返却 午後7時まで相良庁舎警備室または、榛原文化センターで返却可能。(年末年始除く)

移動図書館ひまわり号巡回日程-9月

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 1コース/9月6日 <sup>火</sup>  | 5コース/9月20日 <sup>火</sup> |
| 2コース/9月7日 <sup>水</sup>  | 6コース/9月21日 <sup>水</sup> |
| 3コース/9月13日 <sup>火</sup> | 7コース/9月27日 <sup>火</sup> |
| 4コース/9月14日 <sup>水</sup> | 8コース/9月28日 <sup>水</sup> |

運行表は図書館にあります。

**募 集**

**文芸まきのほら第6号 作品を募集しています**  
 募集作品 随筆、郷土研究、紀行文、詩、俳句、短歌ほか  
 応募資格 ▼市内在住・在勤、在学（高校生以上）の人▼市出身の人  
 応募期限 9月30日  
 応募方法 榛原文化センター、い〜らのどちらかの窓口へ直接提出または郵送する。  
 問い合わせ 文化振興課 田形 (52) 5544

**牧之原市文化祭にあな たの作品を出展しよう**  
 市文化祭が11月5日と6日に静波体育館で開催されます。募集作品 絵画、写真、手工芸など  
 申込方法 榛原文化センターまたは、い〜らにある申込書で申し込む。  
 申込期限 10月14日(先着順)  
 申込先 市文化協会事務局(榛原文化センター内) 大石 (23) 0002

**マンデーウォークで運動不足をすっきり解消**  
 市内のウォーキングコースを巡ります。  
 日程 9月26日(日)、11月14日(日)、11月28日(日)、3月12日(日)、3月

**藤枝特別支援学校の親子体験入学を行います**  
 期日 10月5日(日)〜7日(火)  
 時間 午前9時30分〜午前11時30分(受付1午前9時10分)  
 内容 説明、保護者の話など  
 申込方法 電話で申し込む。  
 申込期限 9月5日(日)  
 申込先 藤枝特別支援学校教育相談係  
 ☎054(636)1892

**市民意見を警察業務に反映する協議会が発足**  
 警察署と地域住民が意見交換をしながら、より良い警察業務の運営を図るため、「牧之原警察署協議会」が発足しました。  
 7人の地域住民が委員として委嘱され、会議への参加や警察行事視察などを行います。  
 問い合わせ 牧之原警察署 警務課 ☎(22)0110

**海でのレジャーの事故などが急増しています**  
 釣り人の防波堤からの海中転落事故や水上オートバイ、サーフィンなどの事故やトラブルが多発しています。  
 ルールとマナーを守り、天候や海上模様を把握して安全に心掛けてください。  
 問い合わせ 清水海上保安部警備救難課  
 ☎054(353)0118

**26日(月) 時間 午前10時〜午前11時**  
 会場 毎回変わるため問い合わせください。  
 対象 成人で健康な人  
 申込方法 電話または直接申し込む。  
 申込期限 各開催日前日まで  
 申込先 NPO法人市体育協会 久保 ☎(52)4600

**ソフトボールに興味がある女性を募集します**  
 市ソフトボール協会では平成24年度に一般女子のソフトボールチームの結成を予定しています。  
 対象 高等学校チームに選手登録をしている人を除く  
 問い合わせ 市ソフトボール協会 松浦 ☎090(7602)2175

**家庭菜園と庭園サービ ス講習会の受講者募集**  
 期間 9月中旬〜11月上旬  
 時間 午前9時〜午後4時  
 会場 市老人会館ほか  
 対象 公共職業安定所にて求職登録をしている55歳以上の人  
 申込方法 市シルバー人材センターにある申込書を提出。  
 受講料 無料  
 \*詳細は問い合わせください。  
 申込先 市シルバー人材センター 益富 ☎(23)0505

**イ ベ ント**

**「テレビ寺子屋」公開収録を観覧しませんか**  
 日時 10月11日(日) ▼収録1午後1時15分〜午後3時15分▼開場1午後7時30分  
 会場 い〜ら  
 講師 ルー大柴さん  
 観覧方法 9月20日午前8時30分から榛原文化センター、相良公民館で無料配付する入場整理券(1人2枚まで)で観覧する。  
 定員 200人(先着)  
 問い合わせ 社会教育課 水野 (53) 2646

**藤田まささんと先生を偲ぶ歌の祭典を開催します**  
 「崖壁の母」「浪花節だよ人生は」などを手がけた作家藤田まささんと先生を偲ぶ歌の祭典がこしも開催されます。  
 日時 10月16日(日)  
 会場 榛原文化センター  
 日程 ▼カラオケコンクール予選11午前10時〜▼同本選11午後4時〜▼永井裕子コンサート11午後6時〜  
 入場料 ▼前売り券12000円(8月22日販売開始)▼当日券12500円(全席自由)  
 前売り券販売場所 榛原文化センター、い〜ら、市観光協会  
 問い合わせ 藤田まささんと先生を偲ぶ歌の祭典事務局 杉山

**県大井川広域水道企業 団職員採用試験を実施**  
 職種・採用人数 ▼土木技術職員11人▼電気技術職員11人  
 試験日 ▼1次試験10月16日(日)(筆記試験)▼2次試験11月8日(日)(面接試験)  
 \*受験資格は問い合わせください。  
 申込期間 9月1日(日)〜9月16日(金)  
 問い合わせ 県大井川広域水道企業団総務課  
 ☎0547(32)0136

**防衛大学校などの防衛省採用の自衛官を募集**  
 「看護学生」 ▼試験日10月22日(日)「防衛医科大学校学生」 ▼試験日10月29日(土)・30日(日)「防衛大学校学生」 ▼試験日11月5日(土)・6日(日)  
 \*受験資格は問い合わせください。  
 申込期間 9月5日(日)〜9月30日(金)  
 問い合わせ 自衛隊薬枝地域事務所  
 ☎054(643)6391

**お 知 ら せ**

**家屋評価調査を実施します**  
 新築または増築した家屋を対象に、固定資産税の基になる

**ラブ・ジ・アースミーティング17thが開催**  
 「ラブ・ジ・アースミーティング」はバイクに乗っている人たちが中心となって始めた、きれいな海を未来に残し、地球に恩返しをする活動です。  
 日時 9月23日(日) ▼海岸清掃11午前10時〜午前11時30分▼ステージイベント11正午〜2時30分 \*雨天決行(荒天の場合は10月9日に延期)  
 会場 地頭方海浜公園  
 対象 どなたでも参加できます。  
 内容 ゴミ拾い、ステージイベントなど  
 持ち物 軍手、帽子、タオル、飲み物など  
 \*ゴミ袋は用意してあります。  
 問い合わせ ラブ・ジ・アース実行委員会  
 ☎03(577)7781



永井裕子 故・藤田まささんと先生

家屋調査を行っています。調査には固定資産税評価補助員証を携帯した税務課職員が伺います。  
 対象者には事前に調査日時などを記載した通知を郵送します。  
 問い合わせ 税務課 加藤 (23) 0035

**市議会9月定例会開催 誰でも傍聴ができます**  
 傍聴席50席を用意しています。  
 日程 ▼9月2日(金)提案説明  
 ▼9月8日(木)通告質疑▼9月15日(木)・16日(金)一般質問▼9月20日(火)一般質問予備日▼9月26日(月)採決  
 問い合わせ 議会事務局 本杉 (53) 2650

**サイボウズレターの情報メールでお知らせ**  
 県の防災情報発信サイト「サイボウズレター」で、河川の映像を確認できるようにしました。気象注意報・警報をメールで配信するサービスも開始されましたので、荒天時の安全確保に役立ててください。  
 アクセス方法 ▼パソコンから <http://spos.shizuoka.jp/>  
 ▼携帯電話から <http://sposshizuoka2.jp/>  
 問い合わせ [sposshizuoka2.jp/](mailto:sposshizuoka2.jp/)  
 ☎054(221)2249

**県中部看護専門学校 校見学会を開催します**  
 日程 ▼8月17日(水)、8月18日(木)、9月20日(火)、11月14日(日)12月14日(日)  
 時間 問い合わせください。  
 対象 高校生以上  
 内容 校内見学、質疑応答など  
 問い合わせ 県中部看護専門学校  
 ☎054(629)4311

**市内の県有地を一般競争入札にて売却します**  
 土地所在地 坂口字池ノ谷2090番地21  
 地目・面積 宅地(812.83㎡)  
 応募方法 県藤枝総合庁舎または県経営管理部管財課で配付する応募要領を確認する。  
 受付期間 8月16日(火)〜9月15日(木)  
 問い合わせ 県経営管理部管財課  
 ☎054(221)2122

**看護師などの再就業をナースセンターが応援**  
 日時 10月26日(水) 午前10時〜午後2時  
 会場 さざんか  
 申込方法 申込不要、直接会場へお越しください。  
 問い合わせ 県ナースセンター  
 ☎054(202)1761

**入札結果の公表 - 6月**

防: 防災課 観: 観光空港課 維: 維持管理課 建: 建設課 教: 教育総務課 文: 文化振興課  
 問い合わせ 管理課 石原 ☎0055

| 工事・委託名                    | 予定価格(税抜)    | 落札価格(税抜)    | 落札率     | 落札業者              |
|---------------------------|-------------|-------------|---------|-------------------|
| 防 細江小学校避難用階段設置工事          | 3,230,000円  | 3,200,000円  | 99.07%  | 曾根建工㈱             |
| 観 相良ライフセービングハウス改修工事       | 2,942,000円  | 2,730,000円  | 92.79%  | 野ヶ本建設㈱            |
| 観 静波海水浴場交通整理及び駐車場閉鎖業務委託   | 772,000円    | 543,000円    | 70.34%  | セーフティガード㈱         |
| 維 橋梁長寿命化修繕計画策定に伴う橋梁点検業務委託 | 12,529,000円 | 12,400,000円 | 98.97%  | ㈱フジヤマ             |
| 維 市道勝俣12号線舗装修繕工事          | 11,641,000円 | 11,400,000円 | 97.93%  | ㈱加藤組              |
| 維 市道大曲布引原線舗装修繕工事          | 12,965,000円 | 12,800,000円 | 98.73%  | ㈱永田組              |
| 維 市道萩間東西線舗装修繕工事           | 4,650,000円  | 4,600,000円  | 98.92%  | 共和建設㈱             |
| 維 市道細江静波本線舗装修繕工事          | 7,429,000円  | 7,300,000円  | 98.26%  | ㈱木下組              |
| 維 市道静谷36号線舗装修繕工事          | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 100.00% | ㈱木下組              |
| 建 土木工事積算システム借上(月額)        | 116,600円    | 111,260円    | 95.42%  | 日通商事㈱静岡支店         |
| 教 片浜小学校体育館補修工事実施設計業務委託    | 730,000円    | 456,000円    | 62.47%  | 一級建築士事務所田中建築設計室   |
| 教 菅山小学校校舎補修工事実施設計業務委託     | 1,950,000円  | 875,000円    | 44.87%  | 一級建築士事務所松下建築設計事務所 |
| 教 地頭方小学校校舎補修工事            | 39,670,000円 | 38,500,000円 | 97.05%  | 小塚建設㈱             |
| 教 萩間小学校校舎補修工事             | 39,540,000円 | 37,300,000円 | 94.33%  | 小塚建設㈱             |
| 文 相良史料館空調設備改修工事           | 9,260,000円  | 9,000,000円  | 97.19%  | 岩瀬電設㈱             |



平成23年度榛原地区南地域小学校陸上競技大会



# 挑戦

①男子100メートル。スタートダッシュの一瞬に全てをかけ、全力でレーンを駆け抜ける②精一杯、仲間を応援する。競技者とともに全員が戦っている③6年生全員で走るドリーム走100メートル。疾走する選手たち④女子ボール投げ。思い切り振りかぶり、気合いを入れて1メートルでも速くに白球を投げる⑤タイミングを合わせて跳ぶ男子走高跳。自己記録との戦いでもある⑥男子走幅跳。少しでも遠くの着地点を目指して踏み切る⑦女子800メートル。疲れても前の選手の背中を懸命に追いかける⑧大会で一番長い距離を走る男子1500メートルでトラックを周回する選手たち⑨約800人を代表し、力強く選手宣誓を行った森田真礼さん(片浜小)

**大会結果**  
\*市内小学校1位のみ紹介  
▼男子100m 〓サントスタケン(細江小6年) ▼男子200m 〓原口晴紀(地頭方小6年) ▼男子4×100mリレー単学級 〓大石涼平、櫻井嵩也、櫻井宏汰、飯塚一揮(勝間田小6年) ▼男子走高跳 〓本杉竜弥(川崎小6年) ▼男子ドリム走100m 〓山田将主(細江小6年) ▼女子200m 〓森田真礼(片浜小6年) ▼女子4×100mリレー単学級 〓加藤夕貴、後藤綾菜、吉添亜美、吉添未来(坂部小6年) ▼女子走高跳 〓森田真(片浜小6年)  
(敬省略)

平成23年度榛原地区南地域小学校陸上競技大会は7月6日、市榛原総合運動公園ぐりんばるで開催されました。「つきすすめ 未来の自分に足あとのこせし」を大会スローガンに、牧之原市10校と吉田町3校の児童ら約800人が参加し、熱戦を繰り広げました。  
真夏の太陽が照り付ける厳しい条件の中、各学校を代表して参加した選手たちは、100メートル走などのトラック競技や走幅跳などのフィールド競技を行い、精一杯自分の力を出し切りました。



輝け!未来

高塚

たかつか・さき

咲さん

牧之原中3年 牧之原区

## 夢はグラフィックデザイナーになること デザインでたくさんの人を笑顔にしたい

私は絵を描くことが好きで、よく身近にある物を見ながら絵を描いています。その度に目に入るポスターや本の表紙、CDジャケットなどには、どれもさまざまな工夫がされたデザインが用いられています。私はそれらを見ていくうちに、デザインをしてみたいと思いました。見た人が自然と笑顔になってくれるようなデザインを作れる人になりたいです。

ペンを置いてー編集後記

▼「人と人とのつながりを大切に」とは、牧之原市自治基本条例の前文にある言葉です▼子どものころから一緒に遊んできた仲間や大人になってから新しくできた仲間と一緒に地域のスポーツやお祭り、奉仕活動などに参加して汗を流し楽しく酒を酌み交わしているとき、心から「今、幸せだなあ」と感じます。▼私にとって彼らは本当に頼りになる存在です。そんな地域の仲間とのつながりを、これからもずっと大切にしていきたいと思っています。



▼マリンスポーツフェスタ取材兼体験して、水上バイクやバナナボートなど地元でこのように夏を満喫できる状況に、あらためて感謝しました▼冷房が利いた室内でパソコンやゲームなどをして過ごすことも悪くはありませんが、太陽の日差しの下、海や山など自然を相手に汗をいっぱいかいて体を動かしませんか▼適度な運動は健康に良いのはもちろん、効果的な節電にもなります▼遠出をしなくてもお金をかけなくても十分に楽しめますよ。

